

○岡山商科大学教職員倫理委員会規程

(2015年3月26日 制定)

改正

2025年5月13日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人吉備学園公益通報に関する規程並びに岡山商科大学教職員倫理規程（以下「規程」という。）第19条第3項に基づき、教職員の倫理観の醸成と反倫理的行為の防止に努め、問題が生じた場合に適切対応するため、岡山商科大学教職員倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項等)

第2条 委員会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事項を審議し、関係する任務を遂行する。

- (1) 教職員倫理に関する学長の諮問事項
- (2) 規程に定める本学の責務（倫理教育、反倫理的行為に対する措置、告発・相談窓口）に関する事項
- (3) 規程の運用、解釈に関する事項
- (4) 規程の改廃に関する事項
- (5) 反倫理的行為に起因する調査及び調査結果に関する事項
- (6) 利益相反について、透明性を確保するための審査及び適切な管理措置に関する事項
- (7) 倫理的配慮が必要な研究に関する事項
- (8) その他、審議を必要とする事項

(構成員)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 各研究科長
- (5) 事務局長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員は、学長が任命するものとする。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じ会議を招集し、議長となる。ただし、委員長は、委員の3分の1以上が附議事項を示して要求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(成立)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(告発、相談の窓口)

第6条 委員会は、次の各号の通り告発、相談の窓口を置く。ただし、専門性等により、その他適切な告発窓口を置くことを妨げない。

- (1) 岡山商科大学教職員倫理委員会
- (2) 岡山商科大学総務企画課
- (3) 学校法人吉備学園法人事務局

(告発への対応)

第7条 委員会は相談窓口からの報告に基づき、告発内容の合理性の確認と調査の要否について判断する。

2 委員会が対応する告発内容は次の各号に定める反倫理的行為とする。

- (1) 研究に関する不正（研究内容に関する不正行為、研究費の不正使用）に関する事項
- (2) 各種ハラスメントに関する事項
- (3) その他、不正行為等に関する事項
- (4) 調査委員会が対応を必要と認める事項

3 第1項により調査が必要と判断される場合は、岡山商科大学告発に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。ただし、専門性等に鑑みてより適切な調査を可能とする学内、学外組織があると判断される場合は、当該組織へ調査依頼を行うことができるものとする。

4 委員会は、必要に応じて、その他新たな調査組織を立ち上げることができるものとする。

5 その他調査委員会に関する必要事項は、別途定める。

(調査結果の審議等)

第8条 委員会は、調査委員会の調査結果について、下記により慎重に審議し、その結果を学長に報告するとともに、告発者、被告発者、その他必要と判断される関係者に通知する。

- (1) 反倫理的行為の有無
- (2) 公的機関への通報、報告
- (3) 社会への公表
- (4) 告発者、被告発者その他関係者の保護
- (5) その他、必要と勘案される事項

2 前項後段により通知を受けた者について、その結果について不服がある場合、委員会が指定する期間内に委員会に不服申し立てを行うことができる。

3 委員は、個人のプライバシー保護に留意し、在任中のみならず、退任後も知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第9条 議決を要する場合は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(審議結果の報告)

第10条 反倫理的行為が認定され、懲戒が必要と認められる場合は、岡山商科大学教職

員懲戒委員会に報告する。

(利益相反の定義)

第11条 委員会は、利益相反の管理を行う。利益相反の定義は以下の通りとする。

ア 利益相反（広義）

「利益相反（狭義）」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。

イ 利益相反（狭義）

本学及び教職員が産官学連携活動に伴って得る利益と教育・研究という本学における責任が相反している状態をいう。

ウ 個人としての利益相反

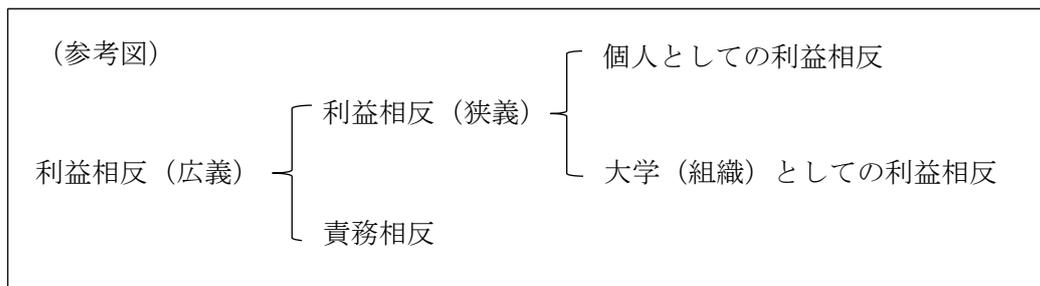
利益相反（狭義）のうち、教職員個人に関わるものをいう。

エ 大学（組織）としての利益相反

利益相反（狭義）のうち、大学（組織）に関わるものをいう。

オ 責務相反

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負い、本学における職務遂行の責任が両立し得ない状態をいう。



(利益相反の管理)

第12条 委員会は、利益相反の管理を行うため、研究者に対し、必要に応じて次の各号に定める指導を行うことができる。

- (1) 経済的な利益関係の一般への開示
- (2) 独立した評価者による研究のモニタリング
- (3) 研究計画の修正
- (4) 利益相反の状態にある研究者の研究への参加形態の変更
- (5) 当該研究への参加の取りやめ
- (6) 経済的な利益の放棄
- (7) 利益相反を生み出す関係の分離

(研究インテグリティの管理)

第13条 委員会は、研究インテグリティの管理を行うため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究インテグリティに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティの調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る研修・啓発活動に関する事項
- (5) その他本学の研究インテグリティに関する重要事項

2 委員会は、研究インテグリティの確保に係る専門的な事項を検討させるため、研究インテグリティ調査委員会(以下「インテグリティ調査委員会」という。)を置くことができる。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、総務企画課が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。